

## 75歳・80歳・85歳になった方が対象 無料の歯科健康診査でいつまでも健康な歯を！

高齢者の口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するため、無料の歯科健康診査を実施します。

### ■実施期間

9月1日(金)～12月31日(日)  
(歯科医療機関の休診日を除く)

### ■対象者

茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、前年度に75歳、80歳、85歳の誕生日を迎えた方(施設等入所者を除く)。対象となる方に、8月下旬頃に健診の案内を送付します。

- ・昭和22年4月1日～昭和23年3月31日生まれの方
- ・昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれの方
- ・昭和12年4月1日～昭和13年3月31日生まれの方

### ■受診方法

①受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。

②事前に受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日に被保険者証、受診券、受診票、歯ブラシを持って受診してください。



### ■健診内容

問診、歯の状態、咬合状態、口腔衛生の状態、口腔乾燥の状態、歯周組織・粘膜の状況、口腔機能評価、呼吸の異常、指輪っかテスト、反復唾液嚥下テスト、事後指導(セルフケアの歯ブラシ指導)など

### ■詳しくは茨城県後期高齢者医療広域連合へ

実施歯科医療機関の詳細、受診券の再発行などは、茨城県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

### ☎ 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課

☎ 029-309-1212  
医療保険課 医療福祉係  
☎ 0299-48-1111 (内線 1108)

## 不動産会場公売を実施します

滞納を抑制し市税収入を確保するため、差し押さえた不動産の公売を実施します。公売で落札された物件の買受代金は、滞納者の未納税にあてられます。

### ■日時

令和5年9月14日(木)  
受付開始 12:50 入札開始 13:20

### ■公売する不動産

売却区分番号	5-1	5-2	5-3	5-5	5-6
所在地	中延字檜塚 2246番97	幡谷字堀米 201番52	下吉影字瀬戸 570番3	納場字泥障塚 808番61	幡谷字堀米 201番27
地目/種類	雑種地	山林	宅地	宅地	山林
地積/床面積	149㎡	202㎡	426.61㎡	292.31㎡	168㎡
見積価格 (公売保証金)	740,000円 (80,000円)	790,000円 (80,000円)	2,940,000円 (300,000円)	1,550,000円 (160,000円)	790,000円 (80,000円)

☎ 収納課 ☎ 0299-48-1111 (内線 1186～1188)

### ■場所

市役所本庁2階 第2・3会議室

### ■注意事項

- ・未納税の納付があった場合など、公売は予告なく中止になることがあります。
- ・売却区分番号5-4は中止になりました。

## 9月10日は下水道の日 下水道に接続して霞ヶ浦の水質を守りましょう

### ■「下水道の日」とは

下水道の日は、1961年に下水道を全国的に普及することを目的に「全国下水道促進デー」として始まりました。その後により親しみのある名称として「下水道の日」に変更されました。



下水道マスコットキャラクター  
「スイスイ」

### ■下水道に接続しましょう

下水道に接続することは、浄化槽の維持管理の手間が軽減されるだけでなく、河川や湖沼の水質保全や私たちの生活環境をより良くすることに繋がります。まだ下水道への接続がお済みでない方は、早期接続にご理解・ご協力をお願いします。

### ■美しい霞ヶ浦のために

皆さんの家庭や店舗の台所・お風呂・トイレなどから出る生活排水は下水道管を流れ、霞ヶ浦にある浄化センターで適切に処理・消毒し、放流されています。下水道は、霞ヶ浦の水質を守るとともに、私たちの清潔で快適な暮らしを支えています。

### ■下水道・農業集落排水への接続工事費用を助成

市では下水道への接続工事をする方に対し、助成金を交付しています。助成要件などの詳細については、市ホームページをご覧ください。

詳しくはこちら ▶

ID 007009



問 下水道課 管理係

☎ 0299-48-1111 (内線 2125・2126)

## 屋外広告物の適正な表示で、美しいまちづくりを

### ■屋外広告物とは？

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板・立看板・はり札・広告板などのことをいいます。屋外広告物を表示するときは、景観に配慮するため、原則として市長の許可を受けることとされています。



### ■茨城県屋外広告物条例

県は良好な景観の形成・風致の維持・公衆に対する危害防止のために、屋外広告物条例を定め、屋外広告物に対して必要な規制を行っています。

#### ▶規則の主な内容

屋外広告物を表示してはいけない地域・物件

#### ■広告主や土地所有者の責務

広告主や土地所有者は、屋外広告物の法律や条例の規制等に適合した表示や適正な管理をする責務があります。

#### ■条例に違反すると

条例違反の屋外広告物を表示すると、罰金刑(最高100万円)に処されることがあります。条例を守り、美しいまちづくりを目指しましょう。

問 都市整備課 都市計画係

☎ 0299-48-1111 (内線 1414)

茨城県土木部都市局都市計画課 都市行政担当

☎ 0299-301-4579 (直通)